

償却資産(固定資産税)申告の手引

提出期限：令和6年1月31日（水）

償却資産の所有者は、地方税法第383条の規定により、毎年1月1日現在で所有する資産を1月31日（休日の場合は翌平日）までに当該償却資産の所在地の市町村長に申告していただくことになっています。

つきましては、申告書類を同封いたしましたので、この手引をご覧いただいたうえで申告書を作成し、提出期限までにご提出くださいますようお願いいたします。

償却資産申告書を提出する前に記載漏れや誤りがないかチェック項目を活用して、確認してください。

提出前のチェック項目		参考ページ
申告書	申告書の記入漏れはありませんか？	P4～P5
	<input type="checkbox"/> 所有者の住所、氏名の自署又は押印	①～②の欄
	<input type="checkbox"/> 申告に応答する方の氏名・連絡先	⑥の欄
	<input type="checkbox"/> 関与する税理士等氏名・連絡先	⑦の欄
	<input type="checkbox"/> 事業所等資産の所在地	⑯の欄
	<input type="checkbox"/> 借用資産がある場合、リース会社等の名称や資産名	⑯の欄
	<input type="checkbox"/> 前年前に取得したものの取得価額	⑯の欄
	<input type="checkbox"/> 前年中に減少したものの取得価額	⑰の欄
種類別明細書	前年中に取得したものの取得価額	⑲の欄
	種類別明細書の記入漏れはありませんか？	P6～P9
	<input type="checkbox"/> 減少した資産の行番号、減少の事由、区分等の記入	△～△の欄
	<input type="checkbox"/> 増加した資産の取得年月、取得価額、耐用年数の記入	①～④の欄
	<input type="checkbox"/> 増加事由の欄の該当する数字に○印	⑦の欄
よくある間違い	<input type="checkbox"/> 摘要欄に「〇〇市より移動」などのコメントの記入	△、□の欄
	<input type="checkbox"/> 所有者名の記入	△、⑩の欄
	勘違いによって、申告漏れが生じやすいものがあります。	P15～P17
	<input type="checkbox"/> リース契約の内容によっては、償却資産の申告が必要です。	
	<input type="checkbox"/> 大型特殊自動車は償却資産です（小型特殊自動車は申告対象ではありません。）。	
	<input type="checkbox"/> テナントが建物に施した内装は償却資産です。	
	<input type="checkbox"/> 取得価額が10万円未満でも、減価償却している資産は申告対象です。	
	<input type="checkbox"/> 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度により取得した資産は申告対象です。	
建築設備等に注意	税務会計上は家屋と一括して減価償却していても、固定資産税の家屋の評価に含められない建築設備等は、償却資産の申告対象となります。	P10～P12 P16～17
	<input type="checkbox"/> 各種設備（電気、給排水、ガス）のうち屋外の設備	
	<input type="checkbox"/> 受変電設備、予備電源（蓄電池、発電）設備	
	<input type="checkbox"/> 外構工事	
	<input type="checkbox"/> 壁掛け型ルームエアコン、ブラインド、簡易可動間仕切	
国税との違い	<input type="checkbox"/> 文字看板、そで看板、広告塔、機械式立体駐車場（装置）	
	国税（所得税・法人税）の減価償却資産の取扱いと違いがあるため、誤りが生じやすいものがあります。	P17
	<input type="checkbox"/> 固定資産税では圧縮記帳の制度はありません。	
	<input type="checkbox"/> 固定資産税では特別償却や割増償却の適用はありません。	
	<input type="checkbox"/> 固定資産税の償却資産の評価額の最低限度は取得価額の100分の5です。	
	<input type="checkbox"/> 固定資産税の償却資産には、200%定率法や250%定率法の減価率は採用していません。	

【目次】

- I 儻却資産の申告について ······ P 2
- II 儻却資産とは ······ P 10
- III 儻却資産の評価額の計算方法から納税まで ······ P 13
- IV 儻却資産について詳しくお知りになりたい方へ ······ P 15

I 償却資産の申告について

1 申告していただく方

令和6年1月1日現在、奈良市内で事業を営んでいる法人や個人の方で、その事業に用いることができる事業用資産（償却資産を他に賃貸している場合も含みます。）を所有している方です。

なお、奈良市内に2ヶ所以上の事業所がある方は、市内のすべての事業所分をまとめて申告してください。

※事業用資産を所有されていない場合でも、奈良市内で事業を営んでいる場合には確認の為に申告をお願いします。

2 申告方法

具体的な申告書の作成方法は4ページからの[申告書等の記載要領](#)を参考にしてください。

（1）初めて申告される方 → 所有しているすべての償却資産を申告してください。

申告対象者	・令和5年1月2日以降に奈良市内で新たに事業を開始された方 ・今回初めて申告される方
申告する資産	令和6年1月1日現在、奈良市内に所有しているすべての償却資産
提出する書類	・償却資産申告書 ・種類別明細書（増加資産・全資産用） ・固定資産台帳の写し又は減価償却資産明細書の写し
その他	リース資産のみの場合や該当する資産を所有されていない場合も、申告書の「備考欄」にその旨を記載の上、必ず申告書を提出してください。

（2）前年度以前に申告された方 → 資産の増加・減少を申告してください。

申告対象者	前年度（令和5年度）までに申告された方 ※前年中に資産の増減がない場合でも必ず申告をお願いします。
申告する資産	・令和5年中の増加資産・減少資産 (令和5年中とは令和5年1月2日から令和6年1月1日までの間) ・令和5年1月1日以前に取得した資産で、申告漏れ等があった資産
提出する書類	・償却資産申告書 ・種類別明細書（増加資産・全資産用） ・種類別明細書（減少資産用）
その他	事業の廃業・解散などの場合も、申告書の「備考欄」にその旨を記載の上、必ず申告書を提出してください。

（注）リース会社がリース（貸出）資産を申告される場合において、資産の所在（貸出先名）を種類別明細書（増加資産・全資産用）の摘要欄に記入してください。

（3）電算処理により申告される方 → 所有している全ての償却資産を申告してください。

償却資産申告書 <提出部数各1部>	全国的に統一された様式により、申告してください。
種類別明細書 (増加資産・ 全資産用) (減少資産用) <提出部数各1部>	全国的に統一された様式により、申告してください。ただし、独自の様式で申告される場合は、次の事項に留意してください。 ① 全国的に統一された様式による記載項目のすべてを記載すること。 ② 全資産について、固定資産税にかかる償却資産の評価方法による評価計算を行うこと。 ③ 課税標準の特例の適用がある場合には、その特例率及び課税標準を記載した様式であること。 ※添付資料については、18~20ページを参照してください。

	<p>④ 種類別明細書は資産種類ごとに区分して作成し、合計額を記載すること。</p> <p>⑤ 資本的支出(改良費)については、新たな資産の取得とみなし、本体と区分して評価計算を行うこと。</p> <p>⑥ 償却可能限度額は、取得価格又は資本的支出の95%までとすること。</p>
--	--

(注) リース会社が電算処理により、毎年全資産申告をされる場合、種類別明細書について例外が認められています。次に主なものを例示します。

- ① 行数を増加すること。(50行)
- ② 「貸借人名(使用者名)」の項目を設けて記載すること。
- ③ 「課税標準の特例」「増加事由」の項目を抹消すること。ただし、その際には「摘要」欄に記号で表示し、欄外に記号の説明を付けること。

3 電子申告(eLTAX:エルタックス)について

電子申告(eLTAX)により償却資産申告書・種類別明細書が提出できます。

奈良市では、インターネットによる電子申告(eLTAX)の受付をしています。

○利用可能なサービス

法人市民税の申告、個人住民税の給与支払報告書などの提出、償却資産申告書の提出

※eLTAXの利用方法

eLTAXを利用するパソコンの準備や電子証明書の取得等の手続きが必要です。

詳細は、以下までお問合せください。

一般社団法人 地方税電子化協議会

eLTAX ヘルプデスク

tel 0570-081459【受付日時：月～金（祝日、年末年始を除く。）9:00-17:00】

eLTAX ホームページ <http://www/eltax.lta.go.jp/>

4 申告書の提出先

申告書の提出先につきましては、最終ページの【問い合わせ先】をご覧ください。

※ファックスによる申告は受け付けておりません。

◎受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで(土・日・祝日を除く)

◎郵送でも提出することができます。

※申告書の控え(受付印を押印したもの)の返送が必要な場合は、切手を貼り付けた返信用封筒を同封してください。切手を貼り付けた返信用封筒がない場合は、返送することができませんので、あらかじめ御了承ください。

5 実地調査協力のお願い

奈良市では国（総務省）の指導に基づいて、申告内容の確認や、未申告者の調査に取り組んでいます。地方税法第353条及び第408条に基づいて、減価償却資産明細書（固定資産台帳）の写しの提出をお願いすることや、償却資産の調査に伺うことがありますので、その際はご協力ををお願いいたします。なお、実地調査に伴い追加・修正申告をお願いすることがあります。

また、地方税法第354条の2に基づき、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を実施しています。ご理解のほどお願いいたします。

6 申告されない方、または虚偽の申告をされた場合

正当な理由なく申告をされない場合は、地方税法第386条及び奈良市税条例第83条の規定により過料を科せられることがあるほか、同法368条の規定により不足額に加えて延滞金を徴収されることになりますので、期限までに必ず申告してください。

また、虚偽の申告をされた場合、同法第385条の規定により罰金等を科せられることになります。

申告書等の記載要領

(1) 償却資産申告書の記入例

※あらかじめ印刷されている氏名又は名称、住所等に誤りや変更がある場合は赤字で修正してください。

個人の場合は所有者の住所、法人の場合は本店の所在地又は主たる事務所（事業所）の所在地を記入してください。また、郵便番号も記入してください。

個人の場合は所有者の氏名を記入し、代表者名を自署するか押印してください。法人の場合は法人の名称及び代表者の職・氏名を記入し、代表者名を自署するか代表者印を押印してください。

取得価額

「前年前に取得したもの(イ)」

前年前に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。

「前年中に減少したもの(ロ)」

前年中に減少した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。

※減価償却による減少額は記載しないでください。

「前年中に取得したもの(ハ)」

前年中に取得した資産の取得価額の合計額を資産の種類別に記載してください。

受付印 (あて先)		令和6年1月10日 奈良市長									
		〒630-8580 ならしにじょうおおじみなみ 奈良市二条大路南一丁目1-1 (電話) 34-4961									
		ならせいぞうしょ (株)奈良製造所 代表取締役 奈良一郎 (屋号) (代表者の自署又は押印)									
所 有 者 者		資産の種類 取 得 価 値 (19) 前年前に取得したもの(イ) (20) 前年中に減少したもの(ロ) (21) 前年中に 十億 百万 千 円 十億 百万 千 円 十億 5 650 000 2 300 000 60 250 000 17 120 000 2 464 000 0 68 364 000 19 420 000									
		資産の種類 * 評 価 額 (示) 1 構築物 2 機械及び装置 3 船舶 4 航空機 5 車両及び運搬具 6 工具、器具及び備品 7 合計									

令和 6 年

償却資産申

記入の必要はありません

ただし、電算処理により
される場合は必ず記入し

所有者・事業者の代表者名を自署するか、代表者印を押印してください。

度

告書（償却資産課税台帳）

個人番号（マイナンバー）又は法人番号をご記入ください。	
個人番号をご記入の際は、左端を空欄にし、右詰でご記入ください。	
度	
告書（償却資産課税台帳）	

※ 所有者コード														
0 0 9 8 0 1 2 3 4 5														
(3) 個人番号又は法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	(8) 短縮耐用年数の承認 有・無
(4) 事業種目 (資本金等の額)	金属加工機械製造 (50 百万円)													(9) 増加償却の届出 有・無
(5) 事業開始年月	昭和 24 年 10 月													(10) 非課税該当資産 有・無
(6) この申告に応答する者の係及び氏名	総務課 大和花子 (電話 34-4961)													(11) 課税標準の特例 有・無
(7) 税理士等の氏名	若草山税理士事務所 (電話 06-1234-4567)													(12) 特別償却又は圧縮記帳 有・無
額														
本取得したもの 百万	千	円	十億	百万	千	円	(22) 計((イ)-(ロ)+(ハ)) 百万	千	円	(15) 奈良市内 における事 業所等資產 の所在地	① 奈良市二条大路南1丁目1-1 ② 奈良市学園北2丁目1-4 ③			
483 000			3	833	000									
94 682 000			137	812	000									
540 000			3 004 000											
95 705 000			144 649 000											
定価格 (ヘ) * 課税標準額 (ト)														
百万	千	円	十億	百万	千	円								
ません。														
全資産申告を ください。														

第二十六号様式

(提出用)

(14)

(13)

(12)

(11)

(10)

(9)

(8)

(7)

(6)

(5)

(4)

(3)

(2)

(1)

(0)

①該当する項目に○をつけてください。

②「短縮耐用年数承認書の写」「増加償却の届出書の写」等、添付した書類の名称を記入してください。

③前年中に所有者の住所、氏名又は名称等に変更があった場合は変更年月日、旧住所及び旧氏名又は旧名称等の参考となる事項を記入してください。

(1)相続した場合…「〇月〇日 被相続人〇〇より相続」と記入してください。

(2)事業承継した場合…「△年△月 △△△より事業承継」と記入してください。

(3)事業廃止した場合…「□年□月 事業廃止」と記入してください。

(4)所有者の住所、氏名又は名称等が異動した場合…異動年月日、旧住所、旧氏名又は旧名称を記入してください。

電算処理により申告される場合は、あらかじめ記入されている所有者コード（「0098」から始まる番号）を転記してください。この所有者コードは、平成28年度分より変更しています。平成27年度以前の所有者コードは使用できませんので、転記の際はご注意ください。

該当する事項を○で囲んでください。

① 資産所在地が2ヶ所以上ある場合には、資産所在地欄の主たる資産所在地の番号を○で囲んでください。

4ヶ所以上あるときは備考欄に記入してください。

② リース業等で資産所在地が多数になる場合には、種類別明細書（増加資産・全資産用）の摘要欄に所在地と貸付先を記入してください。

他から借受けた資産（リース資産）の有無について該当する事項を○で囲んでください。なお、有の場合は貸主の名称等を記入してください。

(2) 種類別明細書

(減少資産用) の記入例

◎ 記 入 上

1 前回までに申告いただいた資産内容をあらかじめ印字しています。

令和5年中（令和5年1月2日から令和6年1月1日まで）に売却、滅失及び移設等により減少した資産又は内容を訂正する資産を記入してください。この種類別明細書に記載されている資産で、令和6年1月1日時点で所有していない資産はすべて記入してください。

2 令和5年中に初めて事業所を開設された方や、減少した資産がない方はこの用紙を提出する必要はありません。

あらかじめ印字されている資産で、減少した資産（全部・一部）及び訂正する資産の行番号に○を付けてください。
○の付け忘れがないよう特にご注意ください。

耐用年数が経過した資産でも、事業の用に供している場合には記入しないでください。

誤りがある場合は、該当箇所を取り消し線で消し、正しい内容を記入して訂正してください。

令和 6 年度		
*	所 有 者 コ ー ド	*
1	0,0,9,8,0,1,2,3,4,5	11 4
行番号	資産の種類	抹消コード
13	△	△(3)
01	1 1 2 3 4 5 6 7 8	受変電設備
02	1 1 2 3 4 5 6 7 9	発電設備
03	1 1 2 3 4 5 6 8 0	ブロックベイ
04	2 1 2 3 4 5 6 8 1	センバン
05	2 1 2 3 4 5 6 8 2	フライスパン
06	2 1 2 3 4 5 6 8 3	プレスキ
07	2 1 2 3 4 5 6 8 4	プレスキ
08	2 1 2 3 4 5 6 8 5	N C 旋盤
09	2 1 2 3 4 5 6 8 6	ポンプ（デンドウシキ）
10	6 1 2 3 4 5 6 8 7	マイクロメーター
11	6 1 2 3 4 5 6 8 8	応接セット一式
12	6 1 2 3 4 5 6 8 9	パソコン
13		
14		
15		
16		
17		
18		

小 記

の 注意

3 減少した資産は記入例に従って記入してください。

直接コンピューターへの入力資料としますので、誤りのないよう十分注意して記入してください。特に行番号への○の付け忘れがないようご注意ください。

4 あらかじめ印字されている資産で、資産の種類、資産の名称等、数量、耐用年数、取得年月及び取得価額に誤りがある場合は、訂正する資産の行番号に○を付し、誤りがある箇所を記入例のように訂正してください。さらに摘要欄に誤りの内容を明示（例えば、「耐用年数誤り」）してください。

減少資產用)

全部減少の場合

- ・減少事由の該当する番号に○を付けてください。
 - ・区分欄の「1 全部」に○を付けてください。
 - ・摘要欄に減少年月を記入してください。

資産の一部のみが減少した場合

- ・取得価額、数量の欄に、減少した金額及び数量（数量1の場合は金額のみ）を赤書き又は△記入してください。（減少後の金額・数量ではありませんのでご注意ください。）

- ・減少事由の該当する番号に○を付けてください。

- ・区分欄の「2一部」に○を付けてください。
- ・摘要欄に減少年月と、減少事由の補足等、適宜必要な事項を記入してください。

※例は、ノフィスハブ10台を18,600,000円で取得していたうち、2台3,720,000円が減少した場合です。

※減価償却による減価額は記入しないでください。

摘要欄に誤りの内容を明示してください。

減少した資産の取得価額の合計額を記入してください。

誤りがある場合は、該当箇所を取り消し線で消し、正しい内容を記入して訂正してください。

(3) 種類別明細書

(増加資産・全資産用) の記入例

◎ 記 入 上

- 1 増加資産（申告漏れ資産含む）については、令和6年1月1日時点で奈良市内に所有している資産で、同封の「種類別明細書（減少資産用）」に記載されていない資産はすべて記入してください。
- 2 改良費は本体部分と区分して記入してください。

各資産に次の種類番号を記入してください。

- 構築物(建物附属設備を含む) 1
- 機械及び装置 2
- 船舶 3
- 航空機 4
- 車両及び運搬具 5
- 工具・器具及び備品 6

資産の名称や型式など具体的に記入してください。

改良費は「○○○改良費」のように記入してください。なお、○○○は同封の「種類別明細書（減少資産用）」に記載されている抹消コードを記入してください。

(例えば、本体の抹消コード12345687であれば、「12345687改良費」としてください。)

個数又は台数を記入してください。

令和6年度		所有者コード		資産の名称等		数量
行番号	資産の種類	資産コード	年号	年号	年号	
01	1	アスファルト舗装	昭和:3 平成:4 令和:5	11	101	15
02	1	防護柵		12		15
03	2	C N C 旋盤 P O W - 4 0 0				15
04	2	N C フライス盤 N E D - F S M				34
05	2	油圧式プレス F A D型				24
06	2	平面研削盤 N C G - 3 0 5				44
07	2	太陽光発電設備				14
08	6	1 2 3 4 5 6 8 7 改良費				15
09						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
						小計

注意「増加事由」の欄は、「1」：新品取得、「2」：中古品取得、「3」：移動による受取年月の年号の欄は、昭和：「3」、平成：「4」、令和：「5」で記入してください。

資産を取得した年号を
昭和 - 3 平成 - 4 令和 - 5
のコードで記入してください。

資産を取得するために要した金額
改良費の支出がある場合には、本
なお、圧縮記帳は地方税法では
金額を記入してください。

の 注意

- 3 この用紙は直接コンピューターへの入力資料としますので、資産名、耐用年数、取得年月等が同じでも「同上」又は「×」と記入しないでください。

4 取得価額が同じ資産は、「数量」欄に数量を記入し、一行にまとめて記入してください。

5 資産の名称等は、20字以内で資産が判別できるよう記入してください。

※耐用年数の記入漏れのないよう、十分注意して記入してください。

入れ、「4」：その他のいずれかに○印をつけてください。
さい。

額（附帯費を含む）を記入してください。
体部分と区別して記入してください。

「減価償却資産の耐用年数に関する省令」の別表に掲げる耐用年数を記入してください。ただし、短縮耐用年数又は見積耐用年数を採用している場合は、その耐用年数を記入し、摘要欄にその旨記入してください。

該当する事項を○で囲んでください。

1 : 新品取得 2 : 中古品取得

3：移動による受入れ 4：その他

II 償却資産とは

固定資産税の申告対象である「償却資産」とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。具体的には、法人や個人で工場や商店などを経営している方や、駐車場やアパートなどを賃貸している方が、その事業の用に供している構築物・機械・工具・器具・備品等がそれにあたり、土地・家屋と同じく固定資産税が課税されます。

なお、「事業の用に供する」とは、事業を行なう者がその本来の業務として行なっている事業の用に直接又は間接使用できる資産で、税務会計上、減価償却できるものをいいます。また、自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含みます。

申告時には、法人の方は固定資産台帳や法人税申告書別表16(2)等を、個人の方は所得税の申告における減価償却費の計算欄、固定資産を管理している帳簿等をもとに申告書へ記入してください。

1 償却資産の種類と具体例

資産の種類		主な償却資産の例示
1	構築物	<p>◇構築物 <u>屋上看板（ネオンサイン）等の広告設備、外灯（屋外配線・配管等）、舗装路面・庭園・門・塀・フェンス・緑化施設等の外構工事、煙突、その他土地に定着している土木設備等</u></p> <p>◇建物付帯設備 <u>受変電設備、自家発電設備、特定の生産又は業務用の建築設備、テナント施工の内装・内部造作・建築設備等</u> 〈「16ページ 3 建築設備における家屋と償却資産の区分」を参照ください。〉</p>
2	機械・装置	工作機械、電気機械、ロードローラー・ショベルローラー・ブルドーザー・パワーショベル、その他の自走式作業機械などの土木建設機械で道路運送車両法に規定する大型特殊自動車（分類番号が「00～09及び000～099」の車両）、印刷機械、搬送機械（ホイスト・コンベヤー・起重機等）その他物品の製造・加工修理に使用する機械及び装置（旋盤、モーター、ボール盤等）、太陽光発電システム、機械式駐車場等
3	船舶	一般船舶、漁船、はしけ、曳船、モーターボート、貸ボート、貸ヨット等
4	航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車両・運搬具	道路運送車両法に規定する大型特殊自動車（分類番号が「90～99及び900～999」）、他の運搬具等（自動車税や小型特殊自動車を含む軽自動車税が課税されるものを除く。）
6	工具、器具及び備品	測定工具、切削工具、応接セット、机・椅子、ロッカー、陳列ケース、金庫、コピー機器、パソコン機器、LAN設備、エアコン、レジスター、光学機器、冷凍・冷蔵庫、自動販売機、厨房機器・用品、理美容機器、各種医療用機器、テレビ、パチンコ等遊戯機、両替機、カラオケ機、看板、ネオンサイン、その他各種工具等

2 業種別の主な償却資産

各業種共通のもの	駐車（輪）場設備、受変電設備、特定の生産又は業務用の建築設備、舗装路面、庭園、門、塀、外溝、外灯、ネオンサイン、広告塔、中央監視制御装置、看板、簡易間仕切、応接セット、ロッカー、キャビネット、エアコン、テレビ、パソコン、コピー機、LAN設備、レジスター、金庫、福利厚生設備等
小売店	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫等
飲食店	接客用家具備品、厨房設備、冷蔵庫、冷凍庫、カラオケ機器等
ホテル・旅館	客室家具備品、調光設備、厨房設備、洗濯設備、自家発電設備、ボイラー、冷蔵庫、冷凍庫、製氷機、自動販売機、カラオケ機器等
理容業・美容業	理（美）容椅子、洗面設備、ドライヤー・パーマ器、タオル蒸器、消毒殺菌用機器、サインポール等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ビニール包装機、ボイラー等
医院・歯科医院	各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置、心電計、CT装置、MRI装置、分娩台、各種検査機器）、調剤機器、薬品戸棚、各種事務機器、待合室用椅子等
工場	各種生産加工設備、洗浄設備、給排水設備、各種工具、構内舗装等
木工業	帯鋸、糸鋸、丸鋸、木工スライス盤、カンナ機、研磨盤等
鉄工業	旋盤、ボール盤、スライス盤、研削盤、鋸盤、プレス機、剪断機、溶接機、グラインダー、クレーン設備等
印刷業	各種印刷機、活字盤鋳造機、裁断機、製本設備等
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、その他の建設用大型特殊車両、コンクリートカッター、ミキサー、ポンプ、発電機等
駐車場業	舗装路面、柵、駐車設備（ターンテーブル等機器部分）等
不動産賃貸業	自家発電設備、屋外給排水ガス設備、植込み、看板、自転車置場等
自動車整備業	プレス、オートリフト、テスター、オイルチェンジャー、洗車機、塗装設備、検査工具、ジャッキ等
ガソリンスタンド	ガソリン計量器、地下タンク、洗車機、独立キャノピー、検査工具、充電器、屋外照明設備等
テニスクラブ ゴルフ場	コート、フェンス、ネット、ボール洗浄機、ボール貸出機、人工芝、芝刈り機、屋外照明設備、自動販売機等
パチンコ店 ゲームセンター	パチンコ台、パチスロ台、各台計数システム、ゲームマシン、両替機、玉貸機、カード発行機、島工事、店内放送設備、防犯設備、スポット照明設備等
カラオケボックス	カラオケ機器、スポット照明設備、接客用家具等
農業	田植機、稻刈機、乾燥機、製茶器、野菜洗浄機、冷蔵庫等

3 再生可能エネルギー発電設備(太陽光発電設備等)について

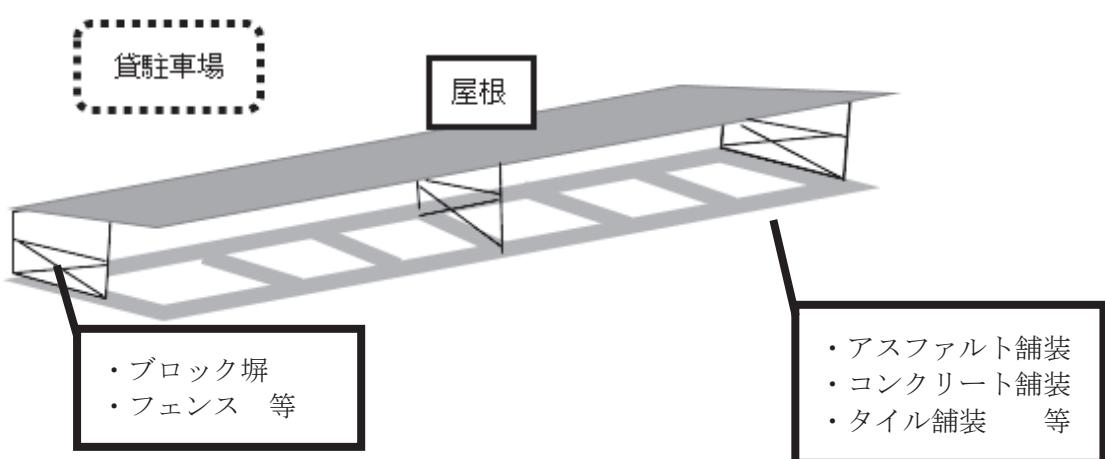
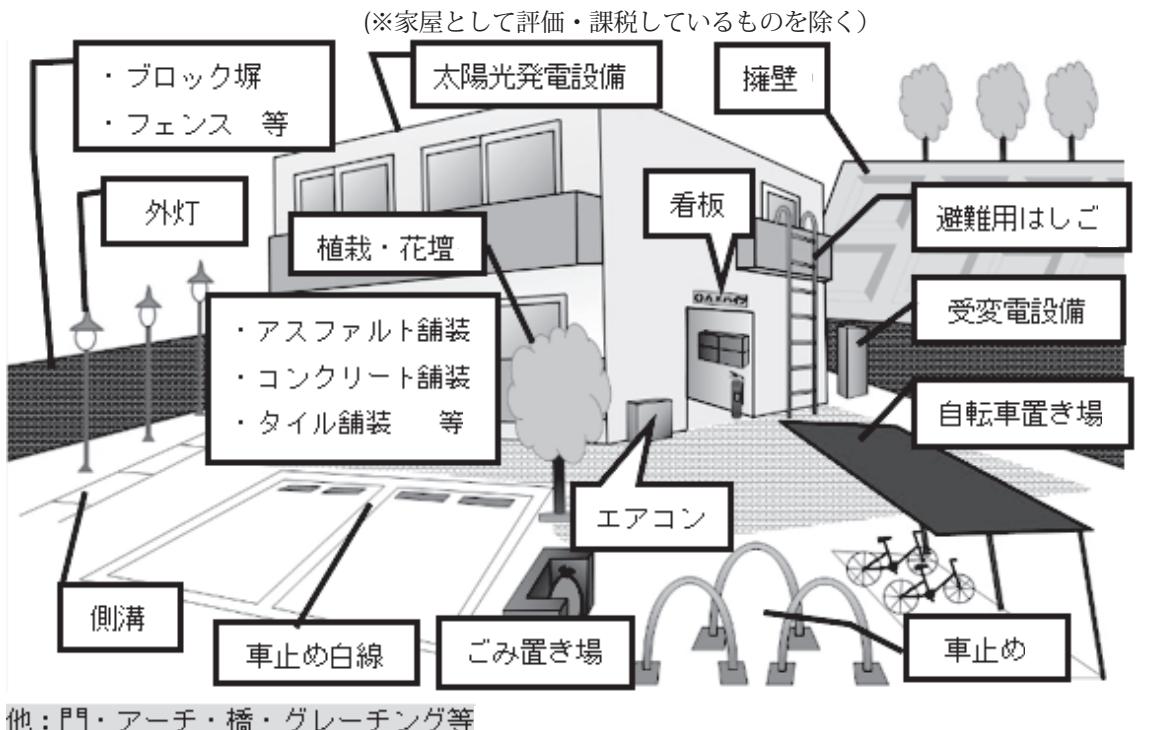
設置者及び用途別による償却資産申告の有無については、下記のとおりです。

設置者	用 途	申告の必要の有無
法 人 ・ 個人事業主	事業用(全量売電・余剰売電)	事業の用に供している資産になります。 売電の有無にかかわらず、申告が必要です。
	全て事業用に使用(売電しない)	
個人 (住宅用)	10 kW以上(全量・余剰売電)	売電自体が事業となる為、申告が必要です。
	10 kW未満(余剰売電)	
	全て家庭用に使用(売電しない)	申告は不要です。

※事業とは、一定の目的の為に一定の行為を継続、反復して行うことをいいます。

【賃貸住宅の主な償却資産】

(賃貸住宅の主な償却資産の例です。)



III 償却資産の評価額の計算方法から納税まで

1 評価額、課税標準額の算出

資産ごとの取得価額・取得年月・耐用年数から、資産の評価額を計算します。

(1) 前年中に取得したもの（令和5年1月2日から令和6年1月1日まで）

$$\text{取得価額} \times (1 - \text{耐用年数に応する減価率} \times 1/2) = \text{評価額}$$

(2) 前年前に取得したもの（令和5年1月1日以前）

$$\text{前年度の評価額} \times (1 - \text{耐用年数に応する減価率}) = \text{評価額}$$

(3) 個々の資産について、課税標準の特例がある場合は評価額に特例率を乗じた額を、ない場合は評価額を課税標準とします。

(4) 個々の資産の課税標準をすべて合計して、納税義務者の課税標準の合計額を算出します。

〔計算例〕評価額の算出方法

取得価額 10,000,000円

取得年月 令和5年3月

耐用年数 7年（減価率0.280）

※【減価率等は「耐用年数に応する減価償却率及び減価残存率表」をご参照ください。】

年 度	取得価額 (次年度以降は前年評価額)	減価残存率	評価額
令和6年度	10,000,000円	$\times (1 - 0.280 \times 1/2)$	= 8,600,000円
令和7年度	8,600,000円	$\times (1 - 0.280)$	= 6,192,000円
令和8年度	6,192,000円	$\times (1 - 0.280)$	= 4,458,240円
令和9年度	4,458,240円	$\times (1 - 0.280)$	= 3,209,932円

※以降、毎年この方法により減価させて計算します（1円未満切捨）。

耐用年数を超えて所有している資産についても、同様に評価額を計算します。

なお、評価額が取得価額の5%を下回る場合は、取得価額の5%が評価額となります。

2 税額の算出

税額（100円未満切捨）= 課税標準額（1,000円未満切捨）× 税率（1.4%）

〔計算例〕税額の算出方法

納税義務者の課税標準の合計額が123,456,789円の場合

$123,456,000 \times 1.4\% = 1,728,384 \Rightarrow 1,728,300$ 円が年税額となります。

参考 <耐用年数に応する減価償却率及び減価残存率表（一部抜粋）>

耐用年数	減価率 (r)	減価残存率		耐用年数	減価率 (r)	減価残存率		耐用年数	減価率 (r)	減価残存率	
		前年中取得分 (1-r/2)	前年前取得分 (1-r)			前年中取得分 (1-r/2)	前年前取得分 (1-r)			前年中取得分 (1-r/2)	前年前取得分 (1-r)
2	0.684	0.658	0.316	16	0.134	0.933	0.866	30	0.074	0.963	0.926
3	0.536	0.732	0.464	17	0.127	0.936	0.873	31	0.072	0.964	0.928
4	0.438	0.781	0.562	18	0.120	0.940	0.880	32	0.069	0.965	0.931
5	0.369	0.815	0.631	19	0.114	0.943	0.886	33	0.067	0.966	0.933
6	0.319	0.840	0.681	20	0.109	0.945	0.891	34	0.066	0.967	0.934
7	0.280	0.860	0.720	21	0.104	0.948	0.896	35	0.064	0.968	0.936
8	0.250	0.875	0.750	22	0.099	0.950	0.901	40	0.056	0.972	0.944
9	0.226	0.887	0.774	23	0.095	0.952	0.905	45	0.050	0.975	0.950
10	0.206	0.897	0.794	24	0.092	0.954	0.908	50	0.045	0.977	0.955
11	0.189	0.905	0.811	25	0.088	0.956	0.912	55	0.041	0.979	0.959
12	0.175	0.912	0.825	26	0.085	0.957	0.915	60	0.038	0.981	0.962
13	0.162	0.919	0.838	27	0.082	0.959	0.918	65	0.035	0.982	0.965
14	0.152	0.924	0.848	28	0.079	0.960	0.921	75	0.030	0.985	0.970
15	0.142	0.929	0.858	29	0.076	0.962	0.924	100	0.023	0.988	0.977

3 償却資産の申告から納税までの流れ

(1) 償却資産申告書の提出・受付

この手引きを参考にして申告書、種類別明細書を作成してください。



※令和6年1月31日（水）までに提出してください。

(2) 税額の計算

① 課税標準額の計算

提出された申告書をもとに、課税標準額を計算します。

② 税額の計算（詳細は前ページ参照）

課税標準額に税率をかけて税額を計算します。税率は1.4%（標準税率）です。



(3) 免税点の判定

課税標準額が150万円（免税点）未満の場合は、課税されません。

なお、150万円未満になるかどうかは、本市で計算した結果によりますので、償却資産の多少にかかわらず申告してください。



(4) 固定資産課税台帳の閲覧

申告又は調査に基づいて償却資産の価格などが決定されると、固定資産課税台帳に登録されます。課税台帳は毎年4月1日（土・日・休日を除く。）から閲覧できます。



(5) 納税通知書の発送：4月中旬

納期は4月、7月、11月、翌年2月の各月末の年4回です。

一括して納付もできます。（ただし、前納報奨金などはありません。）

お支払については、口座振替もご利用できますので、お問合せください。

IV 償却資産について詳しくお知りになりたい方へ

1 償却資産の範囲

(1) 償却資産の申告対象になるもの

- ア 償却済資産（減価償却が終わり、帳簿上は、備忘価格で計上されている資産）
- イ 建設仮勘定で経理されている資産のうち、事業の用に供している資産
- ウ 遊休資産（稼働を休止しているが、事業の用に供しうる状態にある資産）
- エ 未稼働資産（すでに完成しているが、まだ稼働していない資産）
- オ 簿外資産（帳簿には記載されていないが、本来は減価償却可能な資産）
- カ 決算期以降に取得された資産で固定資産勘定に計上されていない資産
- キ 改良費（固定資産の価値を増加させるため又は使用可能期間を延長させるもの）
- ク 資本的支出（本体部とは別に新たな資産として扱います）
- ケ 代金を完済していない割賦販売資産や、リース資産（借用資産）であっても、契約の内容が割賦販売と同様の資産

「割賦販売と同様の資産」とは、ファイナンス・リースのうち、リース期間経過後にその資産を無償又は名目的な対価による譲渡、又は無償と変わらない名目的な再リース料で再リースする条件でのリース取引で、契約の性質上、実質的に融資を受けたような「金融的性格」であり、リース会社の所有する所有権は形式的なものに過ぎず、実質の所有者は債務者であると考えられるもののことです。

(2) 申告の対象にならないもの

- ア 無形減価償却資産（平成12年4月1日以降取得のソフトウェア、鉱業権、漁業権、特許権等）
- イ 自動車税又は軽自動車税（小型特殊自動車を含む。）の対象となるもの
※大型特殊自動車は申告が必要です。
- ウ 繰延資産（創立費、開業費、開発費、負担金、権利金等）
- エ 棚卸資産（本来減価償却すべき資産を除く。）
- オ 牛、馬、果樹その他の生物（観賞用、興行用その他これらに準する用に供する生物を除く。）
- カ リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引の資産は、所有者であるリース会社より申告されることになります。ただし割賦販売と同様の形態でリースされた資産は、リース会社ではなく債務者の方の申告対象となりますので、ご注意ください。）
- キ 申告対象とならない少額な資産の取扱いは下記のとおりです。
 - ① 使用可能期間が1年未満のもの
 - ② 取得価格（1個又は1セット当たり）が10万円未満の資産で、税務会計上一時に損金又は必要経費に算入されたもの上記の金額は、法人の場合は平成10年4月1日以降に取得した資産、個人の場合は平成11年1月1日以降に取得した資産であり、取得時期が上記以前の場合は、金額が異なる場合がありますので、詳細はお問合せください。
※取得価額が10万円未満の資産であっても、一時に損金算入せず個別償却しているものは申告対象となります。
- ③ 取得価格（1個又は1セット当たり）が20万円未満の資産で、税務会計上3年間で一括して損金又は必要経費に算入されたもの
※ただし、令和4年4月1日以後、貸付け（主要な事業として行われるもの）を除く。資産は申告対象となります。また、中小企業者等が租税特別措置法を適用して損金算入した30万円未満の資産も申告対象となります。
- ④ 法人税法第64条の2第1項及び所得税法67条の2第1項に規定するリース資産で、取得価格が20万円未満のもの

2 テナント等が取り付けた附帯設備の取り扱いについて

貸ビル・貸店舗のテナント等に代表される『家屋の所有者以外の者』が自らの事業の用に供するために家屋に取りつけた内装、造作及びこれらに附帯する建築設備等については、全てテナント等の所有する償却資産として取り扱います。

この場合、テナント等の方が自らの償却資産として申告をしてください。(備品等、他の一般資産と併せて申告してください。)

3 建築設備における家屋と償却資産の区分

(1) 建築設備とは

建築設備は、固定資産税の取扱上、家屋と償却資産とに分離して課税されます。

建築設備とは、電気設備、給排水設備、衛生設備、ガス設備、消火設備、空調設備、運搬設備など家屋と一緒にして、その効用を全うするための設備をいい、税務会計上では、おむね耐用年数表(減価償却資産の耐用年数等に関する省令)別表第1の「建物附属設備」に該当するものです。

(2) 建築設備における家屋と償却資産の区分について

家屋と建築設備等の所有者が同じ場合、「家屋に含めるもの」は、償却資産の申告の必要はありませんが、以下の資産は申告の必要があります。

- ア 独立した機器としての性質の強いもの(受変電設備、自家発電設備等)
- イ 特定の生産又は業務用に供されるもの(特定の生産又は業務用の動力配線等)
- ウ 取外しが容易で別の場所に自在に移動できるもの(簡易間仕切、ルームエアコン等)
- エ 屋外給排水設備、屋外電気設備等の家屋の屋外で供されるもの(電気の配線、ガス・水道の配管、屋外照明設備等)

(3) 家屋と償却資産の区分表

設備の種類	設備の分類	償却資産とするもの	家屋に含めるもの
内装・造作	床・壁・天井仕上、店舗造作等		工事一式
電気設備	受・変電設備	設備一式(配線・配管を含む)	屋内の照明設備
	予備電源設備	自家用発電設備、蓄電池設備	
	中央監視制御設備	制御装置(配線等を含む)	
	電灯照明設備	屋外の照明設備	左記以外の設備
	電力引込設備	引込開閉器盤及び屋外の配線	配線等
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備	
	電話設備	電話機、交換機等の装置	
	インターホン設備	集合玄関機	左記以外の設備
	電気時計設備	時計、配電盤等の装置・器具類	
	拡声設備	マイクロホン、スピーカー、アンプ等の機器	
給排水設備・ガス設備	I T V 設備	受像機(テレビ)、カメラ	設備一式
	火災報知設備		
給湯設備		屋外設備、引込工事	左記以外の設備
衛生設備・換気設備・避雷設備		局所式給湯器(流し用の簡易設置型)	中央式給湯設備(浴室・床暖房)
空調設備		ルームエアコン(壁掛、天井埋込式でないもの)	家屋と一緒にする設備(天井埋込式)
消火設備		消火栓設備のホース・ノズル、消火器	消火栓設備、スプリンクラー
運搬設備		生産ライン用リフト	エレベーター、リフト、エスカレーター、小荷物専用昇降機

厨房設備・洗濯設備	顧客の求めに応じる(百貨店、旅館、飲食店、病院等)サービス設備	サービス設備以外の設備
その他の設備等	冷凍倉庫における冷凍設備、ろ過装置、LAN設備、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、看板、簡易間仕切、機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、カーテン・ブラインド等	
外構工事	工事一式（舗装・植栽・門扉・簡易ごみ置き場等）	
太陽光発電設備	右記以外の設備	屋根材としているもの

家屋と設備等の所有者が異なる場合は、表中の「家屋に含めるもの」は全て設備所有者の償却資産として取り扱われます。

所有の資産が、償却資産又は家屋のいずれに該当するか不明な場合は、資産税課までお問い合わせください。

4 国税(法人税・所得税)と固定資産税(償却資産)との比較

固定資産税(償却資産)は、資産課税としての性格を踏まえ、国税(法人税・所得税)の取扱いと異なる部分があります。次の注意点等をご参照ください。

項目	国税の取扱い (法人税・所得税)	固定資産税の取扱い
償却計算の基準日	事業年度制度(決算期日)	賦課期日制度(1月1日)
減価償却の方法	一般の資産は定率法、定額法の選択制度	一般の資産は旧定率法
前期中の新規取得資産の償却方法	月割償却	半年償却(2分の1)
圧縮記帳制度の適用	認められます	認められません
租税特別措置法の適用 (特別償却・割増償却制度等)	認められます	認められません
取得額(残存価額)の最低限度額	備忘価額(1円)まで	取得価額の5%
改良費(資本的支出)の評価方法	合算評価 (改良を加えた資産に改良費を合算します)	区分評価 (改良を加えた資産と改良費を区分して評価します)
建設仮勘定	減価償却していない(注)	事業の用に供していれば課税
簿外資産	減価償却していない	事業の用に供していれば課税
償却済資産	減価償却していない	事業の用に供していれば課税

(注)建設仮勘定でも事業の用に供している場合は国税でも減価償却が認められています。

5 非課税及び課税標準の特例について

(1) 非課税の規定について

地方税法第348条、同法附則第14条の規定に該当する償却資産は、固定資産税が非課税になります。該当する資産を所有されている方は、別途非課税申告書及び非課税に該当することが確認できる書類等の提出が必要となります。

(2) 課税標準の特例について

特例が適用される設備に対しては、地方税法第349条の3及び同法附則第15条の規定に基づき「課税標準の特例」を設け、税負担の軽減等が図られています。

該当する資産を所有されている方は、種類別明細書（増加資産・全資産用）にその名称等を記入するとともに、摘要欄に「特例該当」と記入し、以下の書類を添付してください。

- ・特例適用申告書（奈良市ホームページからダウンロードできます。）
- ・特例に該当することが確認できる書類
- ・複数の特例対象資産がある場合は、適用条項及び特例率の別に区分し、次の内容を記載した資産明細
 - ①適用条項（根拠規定）
 - ②特例率
 - ③資産種類
 - ④資産の名称等
 - ⑤数量
 - ⑥取得価格
 - ⑦特例対象資産別の①～⑥の集計表
 - ⑧電算処理により資産申告される場合は、種類別明細書の掲載頁、行位置

特例資産の種類（一部抜粋）

種類	特例割合	取得期間	適用期間
水質汚濁防止法による污水又は廃液処理施設	1/2	平成30年4月1日から 令和6年3月31日まで	期限なし
再生可能エネルギー認定発電設備 (発電出力量が10kW以上)	2/3	平成24年4月1日から 平成28年3月31日まで	
再生可能エネルギー事業者支援事業費補助を受けて取得した太陽光発電設備	2/3	平成28年4月1日から 令和6年3月31日まで	3年間

(3) 中小事業者等が新規取得した経営力向上設備等に係る課税標準の特例について

中小企業者等が中小企業等経営強化法の規定により、認定を受けた経営力向上計画に基づき取得した、経営力向上設備等に該当する機械及び装置、工具、器具及び備品並びに建物附属設備（償却資産として課税されるものに限る。）については、3年間課税標準が2分の1になります。

なお、課税標準の特例の適用を受ける要件は、旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上すること及び下表のとおりです。

設備の種類	単位当たりの最低取得価額	販売開始時期	取得期間
機械及び装置	160万円	10年以内	平成28年7月1日から 平成31年3月31日まで
測定工具及び検査工具	30万円	5年以内	平成29年4月1日から 平成31年3月31日まで
器具及び備品	30万円	6年以内	平成29年4月1日から 平成31年3月31日まで
建物附属設備(※)	60万円	14年以内	平成29年4月1日から 平成31年3月31日まで

※償却資産として課税されるものに限る。

特例の適用には、以下の書類が必要となりますので、ご確認の上、ご提出ください。

- ・特例適用申告書（奈良市ホームページからダウンロードできます。）
- ・経営力向上計画の申請書及び認定書の写し（※）
- ・工業会等による中小企業等経営強化法の経営力向上設備等に係る仕様等証明書の写し
- ・リース契約書の写し及び固定資産税軽減計算書の写し（リース会社が申告する場合）

※特例の適用には、設備取得前に工業会等による証明書を取得した上で経営力向上計画を主務大臣に申請し、認定を受けていることが必要です。詳しくは中小企業庁のホームページにてご確認ください。

(4) 中小事業者等が先端設備等導入計画に基づき新規取得した設備等に係る課税標準の特例について(平成30年6月6日～令和5年3月31日の取得資産)

中小企業者等が生産性向上特別措置法又は中小企業等経営強化法の規定により認定を受けた先端設備等導入計画に基づき平成30年6月6日から令和5年3月31日までに取得した、機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備並びに構築物（※）については、3年間課税標準を0とする特例を受けることができます。

なお、課税標準の特例の適用を受ける要件は、旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するものであること及び下表のとおりです。

設備の種類	単位当たりの 最低取得価額	販売開始時期
機械及び装置	160万円	10年以内
測定工具及び検査工具	30万円	5年以内
器具及び備品	30万円	6年以内
建物附属設備（※）	60万円	14年以内
構築物（※）	120万円	14年以内

※償却資産として課税されるものに限る。構築物は令和2年4月30日から令和5年3月31日までに取得したもの。

特例の適用には、以下の書類が必要となりますので、ご確認の上、ご提出ください。

- ・特例適用申告書（奈良市ホームページからダウンロードできます。）
- ・先端設備等導入計画の申請書及び認定書の写し
- ・工業会等による先端設備等に係る生産性向上要件証明書の写し
- ・リース契約見積書の写し及び固定資産税軽減計算書の写し（リース会社が申告する場合）
- ・法人登記等の写し（資本金額が1億円以下であることが分かるもの）
- ・認定経営革新支援機関（商工会議所、地域金融機関等）の事前確認書の写し

※特例の適用には、設備取得前に工業会等による証明書を取得した上で先端設備等導入計画を市の産業政策課に申請し、認定を受けている必要があります。詳しくは市のホームページにてご確認ください。

（参考）先端設備を稼働させるために令和2年4月30日から令和5年3月31日までに新築した事業用家屋（取得価額の合計額が300万円以上の先端設備とともに取得したもの）も、特例の対象となりますので、家屋調査担当係に申し出てください。

(5) 中小事業者等が先端設備等導入計画に基づき新規取得した設備等に係る課税標準の特例について（令和5年4月1日～令和7年3月31日の取得資産）

中小企業者等が中小企業等経営強化法の規定により認定を受けた先端設備等導入計画に基づき令和5年4月1日から令和7年3月31日までに取得した、機械及び装置、工具、器具及び備品、建物附属設備（※）については、3年間（賃上げ目標を盛り込んだ先端設備等導入計画に基づく設備投資の場合は、令和5年度中取得：5年間、令和6年度中の取得：4年間）課税標準を2分の1（賃上げ目標を盛り込んだ先端設備等導入計画に基づく設備投資の場合は3分の1）とする特例を受けることができます。

なお、課税標準の特例の適用を受ける要件は、労働生産性が年平均3%以上向上するものであること及び中古資産でないこと並びに下表のとおりです。

設備の種類	単位当たりの 最低取得価額
機械及び装置	160万円
測定工具及び検査工具	30万円
器具及び備品	30万円
建物附属設備（※）	60万円

※償却資産として課税されるものに限る。

特例の適用には、以下の書類が必要となりますので、ご確認の上、ご提出ください。

- ・特例適用申告書（奈良市ホームページからダウンロードできます。）
- ・先端設備等導入計画の申請書及び認定書の写し
- ・従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書類の写し（3分の1特例適用の申告する場合）
- ・リース契約見積書の写し及び固定資産税軽減計算書の写し（リース会社が申告する場合）
- ・法人登記等の写し(資本金額が1億円以下であることが分かるもの)
- ・認定経営革新支援機関(商工会議所、地域金融機関等)の事前確認書の写し

※特例の適用には、設備取得前に工業会等による証明書を取得した上で先端設備等導入計画を市の産業政策課に申請し、認定を受けていることが必要です。なお、奈良市の導入促進基本計画で太陽光発電に係る設備については対象外となっています。詳しくは市のホームページにてご確認ください。

申告書の提出先・問合せ先

〒630-8580

奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 総務部 資産税課 償却資産係

Tel (0742) 34-4961【ダイヤルイン】

奈良市ホームページ <https://www.city.nara.lg.jp/>

スマートフォンサイトは
こちら↓

